

== 第6編 ==

財 務

==== = ===== =

==== = = ===== = i

第6編 財務 ⎵ 日野町江府町日南町衛生施設組合議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例

○日野町江府町日南町衛生施設組合議会の議決に付
すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

⎵
昭和 39 年 9 月 26 日
条 例 第 6 号
⎵

改正 昭和 46 年 11 月 9 日条例第 6 号 昭和 52 年 9 月 5 日条例第 6 号
平成 6 年 8 月 10 日条例第 6 号

(この条例の目的)

第1条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産取得又は処分)

第3条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 700 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 10 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 52 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合経常経費の
負担割合を定める条例

〔昭和46年11月9日〕
条例第7号

改正 昭和47年3月3日条例第4号 昭和48年2月20日条例第3号
昭和49年2月28日条例第3号 昭和50年2月28日条例第3号
昭和52年2月28日条例第3号 平成10年1月29日条例第2号
平成18年2月27日条例第1号

第1条 この条例は、日野町江府町日南町衛生施設組合規約第11条第2項の規定により、経常経費の負担割合を定めることを目的とする。

第2条 日野町江府町日南町衛生施設組合の経常経費の負担金総額の30%を均等割とし、70%を利用割とする。

2 利用割の負担割合は、当該年度の前年の1月から12月までの利用率とし、その数値に1,000分の1に満たない端数のあるときは四捨五入とする。

第3条 日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理の経常経費の負担金総額は、日野町及び江府町において負担するものとする。

2 前項の経常経費の負担割合は、負担金総額の50%を均等割とし、50%を利用割とする。ただし、利用割の負担割合は、当該年度の前年の1月から12月までの利用率とし、その数値に1,000分の1に満たない端数のあるときは、四捨五入とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年条例第4号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第3号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第3号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第3号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第3号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

第6編 財務（日野町江府町日南町衛生施設組合経常経費の負担割合を定める条例）

附 則（平成10年条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合建設事業費の負担割合を
定める条例

（昭和46年11月9日
条例第8号）

改正 昭和47年3月3日条例第5号 昭和48年2月21日条例第4号
昭和49年2月28日条例第4号 昭和50年2月28日条例第4号
昭和52年2月28日条例第4号 昭和53年2月10日条例第3号
平成6年3月4日条例第3号 平成6年12月9日条例第7号
平成8年2月28日条例第3号

第1条 この条例は、日野町江府町日南町衛生施設組合同規約第11条第2項の規定により、建設事業費の負担割合を定めることを目的とする。

第2条 建設事業負担割合は、別表第1、第2、第3のとおりとする。

第3条 この条例の施行について、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年度に施行する建設事業費に限り適用する。

附 則（昭和47年条例第5号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年条例第4号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第4号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第4号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正条例中別表2の適用については、昭和52年度に施行する建設事業費とする。

附 則（昭和53年条例第3号）

第6編 財務（日野町江府町日南町衛生施設組合建設事業費の負担割合を定める条例）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第3号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第3号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

第6編 財務（日野町江府町日南町衛生施設組合建設事業費の負担割合を定める条例）

別表第1（第2条関係）

事業費の負担区分	町名	負担割合
付帯工事費の内焼却炉組替工事費、汚物処理施設費その他工事費	日野町	日野町江府町日南町衛生施設組合經常経費の負担割合を定める条例第2条第2項の利用割の負担割合とする。
	江府町	
	日南町	

別表第2（第2条関係）

建設事業名	町名	負担割合
清化園汚泥処理施設整備事業	日野町	清化園汚泥処理施設整備事業の負担額の割合は50%を均等割とし、50%を各町の計画人口割とする。
	江府町	
	日南町	

別表第3（第2条関係）

建設事業名	町名	負担割合
ごみ処理施設整備事業	日野町	ごみ処理施設整備事業費の50%
	江府町	ごみ処理施設整備事業費の50%
	日南町	0%

第6編 財務〔日野町江府町日南町衛生施設組合建設運営基金の設置及び管理並びに処分に関する条例〕

○日野町江府町日南町衛生施設組合施設運営基金の設置
及び管理並びに処分に関する条例

〔平成2年3月5日〕
〔条例第1号〕

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、日野町江府町日南町衛生施設組合施設運営基金の設置及び管理並びに処分に関する事項について、定めることを目的とする。

(設置)

第2条 日野町江府町日南町衛生施設の適切な管理運営に努めることにより、地域の環境衛生及び生活環境の向上に資するため、日野町江府町日南町衛生施設組合施設運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 毎会計年度基金として積み立てる額は、当該年度の日野町江府町日南町衛生施設組合会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第5条 基金から生ずる収益は、日野町江府町日南町衛生施設組合会計歳入歳出予算に計上して、整理するものとする。

(繰替運用)

第6条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

== 第7編 ==

施 設

==== = ===== = =====

==== = = ===== = i

○日野町江府町日南町衛生施設組合し尿処理条例

（昭和40年9月28日）
条例第3号

改正 昭和42年3月10日条例第3号 昭和44年9月30日条例第2号
昭和46年9月30日条例第5号 昭和46年11月9日条例第6号
昭和48年11月28日条例第5号 昭和49年11月28日条例第6号
昭和51年2月28日条例第1号 昭和52年5月20日条例第5号
昭和52年11月26日条例第7号 昭和54年9月6日条例第6号
昭和55年9月19日条例第3号 昭和56年9月7日条例第3号
昭和58年5月31日条例第1号 昭和59年11月26日条例第1号
平成元年3月3日条例第1号 平成5年8月23日条例第1号
平成6年8月10日条例第5号 平成8年2月28日条例第4号
平成9年2月27日条例第1号 平成15年3月10日条例第1号
平成20年12月4日条例第2号 平成25年11月28日条例第1号
平成29年9月4日条例第2号 令和1年8月29日条例第4号
令和3年2月22日条例第2号 令和3年12月1日条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、日野町江府町日南町衛生施設組合同規約（昭和46年10月20日許可）第3条に基づき、し尿処理場の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 日野町江府町日南町衛生施設組合（以下「組合」という。）は、し尿処理場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 日野町江府町日南町衛生施設

位 置 江府町大字佐川2番地

第3条 日野町江府町日南町衛生施設（以下「施設」という。）の管理及び業務のため、次の職員を置く。

事務職員、事務員

技術職員、技術員

第7編 施設（日野町江府町日南町衛生施設組合し尿処理条例）

（制限処理量）

第4条 施設において処理するし尿・汚泥の制限処理量は、1日につき15キロリットル以内とする。

（し尿の汲み取り）

第5条 組合区域のし尿汲み取りをすることができる者は、組合町の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者（以下「許可業者」という）でなければならない。

2 管理者は、許可業者に対し、し尿の汲み取りその他について必要に応じ指示することができる。

（汲取料）

第6条 し尿の汲取料は1リットルにつき11.26円（消費税及び地方消費税込み12.386円）とする。ただし、1回の汲取料を計算する場合において、その総額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（し尿の投入）

第7条 施設にし尿を投入する者は、管理者の指示によらなければならない。

（委任）

第8条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和40年10月1日から施行する。

2 日野町江府町衛生施設組合し尿処理手数料条例（昭和40年条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和42年条例第3号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第2号）

この条例は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第5号）

この条例は、昭和46年11月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年10月20日から適用する。

附 則（昭和48年条例第5号）

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。ただし、第8条の規定については、昭和48年11月1日から適用する。

附 則（昭和49年条例第6号）

この条例は、昭和49年12月1日から施行する。

附 則（昭和 51 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年条例第 7 号）

この条例は、昭和 53 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 6 号）

この条例は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 55 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年条例第 3 号）

この条例は、昭和 56 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年条例第 1 号）

この条例は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年条例第 1 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年条例第 1 号）

この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年条例第 2 号）

この条例は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

第7編 施設（日野町江府町日南町衛生施設組合し尿処理条例）

附 則（令和1年条例第4号）

この条例は、令和1年10月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

し尿汲取業許可申請書

年 月 日

日野町江府町日南町衛生施設組合

管理者 殿

住 所

（申請者）氏 名



生年月日

下記のとおり営業をしたいので、日野町江府町日南町衛生施設組合し尿処理条例第8条第1項の規定により申請します。

1 営業所の所在地

2 営業する区域

日野町、江府町、日南町の区域

3 営業の種類

4 営業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

5 収集運搬に使用する車両

6 直接作業に従事する者

7 し尿の処分地及び方法

日野町江府町日南町衛生施設に投入処分

8 そ の 他

様式第2号（第8条関係）

し尿汲取業許可書

住 所
氏 名
生年月日

年 月 日付で申請のあったし尿汲取業について、日野町江府町日南町衛生施設組合し尿処理条例第8条第4項の規定により、次の条件を付して許可する。

年 月 日

日野町江府町日南町衛生施設組合

管理者



- 1 営業の種類 し尿の汲取及び運搬
- 2 許可の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 営業の区域 日野町、江府町、日南町の区域
- 4 許可の条件

第7編 施設（日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設の設置
及び管理に関する条例）

○日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設の設置
及び管理に関する条例

（平成10年1月28日
条例第1号）

改正 平成16年2月20日条例第1号 平成20年2月22日条例第1号
平成20年12月4日条例第3号

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 日野町及び江府町から排出される一般廃棄物のうち、可燃ごみについて、広域的に適正かつ安定的に処理するため、ごみ処理施設を次のとおり設置する。

(1) 名称 日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）

(2) 場所 鳥取県日野郡日野町黒坂字傍示岩谷南平ラ 183 番地 1

（管理）

第3条 ごみ処理施設は、常に良好な状態において管理し、その設置した目的を最も効率的に運用するものとする。

（定義）

第4条 この条例において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に示すものをいう。

（搬入許可）

第5条 第2条に定める一般廃棄物（以下「可燃ごみ」という。）を、ごみ処理施設に搬入しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

（手数料）

第6条 可燃物を、前条の許可を受けて搬入しようとする者は、別表に定める額を手数料として納めなければならない。

（手数料の減免）

第7編 施設 ⎓ 日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理の
関する条例

第7条 管理者は、天災その他特別の理由があるときは、前条の手数料を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

第7編 施設（日野町江府町日南町衛生施設組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例）

別表（第6条関係）

重 量	手 数 料
50キログラム未満	500 円
50キログラム以上	10キログラムにつき100円を加算する

○日野町江府町日南町衛生施設組合一般廃棄物
処理施設技術管理者の資格を定める条例

(平成24年12月5日
条例第3号)

改正 令和1年6月6日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下単に「法」という。)第21条第3項に規定する条例で定める同条第1項の技術管理者(以下「一般廃棄物処理施設技術管理者」という。)の資格について定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設技術管理者の資格)

第2条 法第21条第3項に規定する条例で定める一般廃棄物処理施設技術管理者の資格は、次に掲げる者のいずれかに該当するものとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 次に掲げる者のいずれかに該当する者

ア 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。ウにおいて同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ウ 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

エ 学校教育法に基づく短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(専門職大学の前期課程を含む。)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(専門職大学の前期課程にあつては、

第7編 施設 { 日野町江府町日南町衛生施設組合一般廃棄物処理施設技術管理者
の資格を定める条例 }

修了した)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

オ 学校教育法に基づく短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校^イの理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(専門職大学の前期課程^イにあつては、修了した)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

カ 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

キ 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ク 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ケ アからクまでに掲げる者と同等以上の知識を有すると認められる者

(4) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第7編 施設〔日野町江府町日南町衛生施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例〕

○日野町江府町日南町衛生施設組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例

〔平成24年12月5日
条例第4号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下単に「法」という。)第9条の3第2項(同条第8項に準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出(以下「設置届」という。)及び同条8項の規定による設置届の記載事項の変更に係る届出に際し、管理者が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)を縦覧に供する場合の手続並びに利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する場合の手続に関し必要な事項について定めるものとする。

(対象施設)

第2条 報告書等の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年法律第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設及び(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定する浄化槽を除く。)し尿処理施設(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示)

第3条 管理者は、法第9条の3第2項の規定により報告書等を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

第7編 施設 { 日野町江府町日南町衛生施設組合一般廃棄物処理施設に係る
生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例 }

(縦覧の場所及び期間)

第4条 調査等の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 構成町役場

(2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域で、管理者が指定する場所

2 調査書等の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から起算して1月間とする。

(意見書の提出先等)

第5条 第3条の規定による告示があったときは、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第3条の規定による告示の日から、前条第2項の縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、管理者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第6条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(委 任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

○日野町江府町日南町衛生施設組合建設工事

指名競争入札参加者等審査委員会規程

〔平成26年6月18日
告示第9号〕

(趣 旨)

第1条 この規程は、日野町江府町日南町衛生施設組合指名競争入札参加者等審査委員会の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 日野町江府町日南町衛生施設組合における建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の指名競争入札参加者(以下「指名業者」という。)等の適正な決定に資するため、建設工事指名競争入札参加者等審査委員会(以下「指名委員会」という。)を置く。

(指名委員会の担当事務)

第3条 指名委員会において担任する事務は、次の各号に掲げるもので、1件の設計額又は見積額が5,000万円以上のものとする。

- (1) 建設工事を指名競争入札により執行する場合の指名業者の決定に関する事項
- (2) 建設工事を随意契約により施行する場合の契約の相手方の決定に関する事項
- (3) 建設工事の設計につき、前各号の定めによるほか、委託する場合のその相手方の決定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるものを除くほか、事務事業を委託する場合の相手方の決定に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組 織)

第4条 指名委員会は、会長及び委員で組織する。

2 会長は、副管理者 江府町副町長をもって充てる。

3 委員は、構成担当課長をもって充てる。

(会長の職務等)

第5条 会長は、指名委員会を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、委員の中から互選によって選出し、その職務を代理する。

第7編 施設〔日野町江府町日南町衛生施設組合建設工事指名競争入札参加者等
審査委員会規程〕

(会 議)

第6条 指名委員会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、建設工事等に関係ある者を指名委員会に出席させ、意見を述べさせることができる

(庶 務)

第7条 指名委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、指名委員会の運営について必要な事項は、指名委員会の会議に諮って会長が定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。